

## ○ 仙台市介護サービス基盤整備促進事業補助金交付要綱

(令和4年3月30日健康福祉局長決裁)

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、本市における効果的な介護サービス基盤の整備の促進のため、民間事業者が行う高齢者福祉施設等の整備事業、開設準備事業及び防災・減災対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱において使用する用語は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第10条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第10条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (3) 県補助金交付要綱 地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱（平成27年7月21日長政第304号）をいう。
- (4) 国交付金交付要綱 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号）をいう。
- (5) 国交付金実施要綱 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号）をいう。

### (補助金の交付対象者等)

**第3条** この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 市内で補助対象事業を行おうとする民間事業者であること
- (2) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する場合に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと

2 補助対象事業のうち第6条第1項第1号エの事業を行おうとする者（以下この項及び第6条第1項第1号エにおいて「土地所有者」という。）に対する補助金の交付に当たっては、土地所有者が前項各号に定める要件を満たすほか、土地所有者から有償で当該事業により整備されることとなる事業所の貸し付けを受け当該事業所の運営を行おうとする者（第6条第1項第1号エ及び第22条において「事業所運営法人」という。）が、次の各号に定める要件を満たしていなければならない。

- (1) 市内で当該事業により整備されることとなる事業所の運営を行おうとする民間事業者であること
- (2) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する場合に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと

### (市税の滞納がないことの確認等)

**第4条** 前条第1項第2号及び第2項第2号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、補助金の交付を申請した者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合は、この限りではない。

**（市税の取扱い）**

**第5条** 第3条第1項第2号及び第2項第2号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

**（補助対象事業）**

**第6条** この補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 高齢者福祉施設等整備事業 次のアからエまでに掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次のアからエまでに定めるもの

ア 広域型特別養護老人ホーム整備事業 特別養護老人ホームのうち入所定員が30名以上であるもの（当該特別養護老人ホームの併設施設である老人短期入所施設を含む。以下「広域型特別養護老人ホーム」という。）を新築、増築又は改築により新たに整備する事業（当該広域型特別養護老人ホームを整備するための敷地を造成する事業を含む。）

イ 地域密着型特別養護老人ホーム整備事業 特別養護老人ホームのうち入所定員が29名以下であるもの（当該特別養護老人ホームの併設施設である老人短期入所施設を含む。以下「地域密着型特別養護老人ホーム」という。）を新築、増築又は改築により新たに整備する事業であって、県補助金交付要綱別表1の1の1の地域密着型サービス等整備助成事業の要件を満たすもの

ウ （看護）小規模多機能型居宅介護事業所整備事業 小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所を新築、増築又は改築により新たに整備する事業であって、県補助金交付要綱別表1の1の1の地域密着型サービス等整備助成事業の要件を満たすもの

エ （看護）小規模多機能型居宅介護事業所建て貸し整備事業 土地所有者が事業所運営法人に有償で貸し付けを行う目的で小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所を新築、増築又は改築により新たに整備する事業であって、県補助金交付要綱別表1の1の1の地域密着型サービス等整備助成事業の要件を満たすもの

(2) 高齢者福祉施設等開設準備事業 次のアからクまでに掲げる高齢者福祉施設等の開設の準備を行う事業であって、県補助金交付要綱別表2の1の1の介護施設等の施設開設準備経費支援事業の要件を満たすもの

ア 広域型特別養護老人ホーム

イ 地域密着型特別養護老人ホーム

ウ 介護老人保健施設

エ 介護医療院

オ 小規模多機能型居宅介護事業所

- カ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- キ 認知症高齢者グループホーム
- ク 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(3) 高齢者福祉施設等防災・減災対策事業 次のアからカまでに掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次のアからカまでに定めるもの（ただし、別表第3-2に定める補助単価に下限額がある事業にあつては、当該事業の総事業費が同表に定める事業区分ごとに同表に定める補助単価の下限額に同表に定める単位の数を乗じて得た額以上でなければならない。）

ア 既存小規模高齢者施設等スプリンクラー設備等整備事業 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業であつて、国交付金交付要綱5の(1)の表の当該事業の要件を満たすもの。

イ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等事業 認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う防災改修等を実施する事業であつて、国交付金交付要綱5の(1)の表の当該事業の要件を満たすもの。

ウ 高齢者施設等非常用自家発電設備整備事業 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業であつて、国交付金交付要綱5の(2)の表の当該事業の要件を満たすもの。

エ 高齢者施設等水害対策強化事業 高齢者施設等の水害対策強化事業であつて、国交付金交付要綱5の(2)の表の当該事業の要件を満たすもの。

オ 高齢者施設等給水設備整備事業 高齢者施設等の給水設備整備事業であつて、国交付金交付要綱5の(2)の表の当該事業の要件を満たすもの。

カ 高齢者施設等防犯対策及び安全対策強化事業 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な事業であつて、国交付金交付要綱5の(2)の表の高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業の要件を満たすもの。

2 前項第3号の事業について、補助金を交付することとなる年度の前年度に補助対象施設等に対し補助金の活用に係る意向調査を実施した場合における同号の規定の適用については、同号中「定めるもの」とあるのは、「定めるもののうち、原則として、補助金を交付することとなる年度の前年度に補助対象施設等に対し実施した補助金の活用に係る意向調査において当該補助金の活用に係る意向が示されたもの」とする。

#### (補助対象経費)

第7条 この補助金の交付対象となる経費は、高齢者福祉施設等整備事業にあつては別表第1-1、高齢者福祉施設等開設準備事業にあつては別表第2-1、高齢者福祉施設等防災・減災対策事業にあつては別表第3-1に定めるとおりとする。

#### (補助金の額)

第8条 この補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 高齢者福祉施設等整備事業 次のアからウまでに定める額のうち最も少ない額

ア 別表第1-1に定める補助対象経費の実支出額の合計額に別表第1-2に定める事業区分ごとに同表に定める補助率を乗じて得た額

イ 別表第1-2に定める事業区分ごとに同表に定める補助単価に同表に定める単位の数を乗じて得た額

- ウ 総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合にあっては、寄付金収入額を除く。次号ア及び第3号ウにおいて同じ。）を控除して得た額に別表第1-2に定める事業区分ごとに同表に定める補助率を乗じて得た額
- (2) 高齢者福祉施設等開設準備事業 次のア及びイに定める額のうちいずれか少ない額
- ア 別表第2-1に定める補助対象経費の実支出額の合計額から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除して得た額
- イ 別表第2-2に定める事業区分ごとに同表に定める補助単価に同表に定める単位の数を乗じて得た額
- (3) 高齢者福祉施設等防災・減災対策事業 次のアからウまでに定める額のうち最も少ない額（別表第3-2に定める補助単価に上限額がない事業にあっては、次のア又はウに定める額のうちいずれか少ない額）に別表第3-2に定める事業区分ごとに同表に定める補助率を乗じて得た額
- ア 別表第3-1に定める補助対象経費の実支出額の合計額
- イ 別表第3-2に定める事業区分ごとに同表に定める補助単価の上限額に同表に定める補助単位の数を乗じて得た額
- ウ 総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除して得た額
- 2 この補助金が県補助金交付要綱による補助金又は国交付金交付要綱による交付金を財源としている場合において、それぞれ宮城県が交付することとなる補助金の額又は国が交付することとなる交付金の額により、前項の規定による補助金の額により難いときにおけるこの補助金の額は、同項の規定にかかわらず、その都度市長が別に定める額とする。

#### （交付の申請）

- 第9条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、「仙台市介護サービス基盤整備促進事業補助金交付申請書（様式第1号）」（次項において「交付申請書」という。）を市長が別に定める日までに提出することにより行うものとする。
- 2 交付申請書には、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。
- (1) 高齢者福祉施設等整備事業
- ア 事業計画書（様式第1号別紙1-1）
- イ 所要額調書（様式第1号別紙1-2）
- ウ 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 高齢者福祉施設等開設準備事業
- ア 事業計画書（様式第1号別紙2-1）
- イ 所要額調書（様式第1号別紙2-2）
- ウ 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- エ その他市長が必要と認める書類
- (3) 高齢者福祉施設等防災・減災対策事業
- ア 事業計画書（様式第1号別紙3-1）
- イ 所要額調書（様式第1号別紙3-2-1・3-2-2）
- ウ 歳入歳出予算書（見込書）抄本

## エ その他市長が必要と認める書類

### (交付の決定等)

第10条 規則第6条の規定による決定の通知は、「仙台市介護サービス基盤整備促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)」により行うものとする。

- 2 補助事業は、前項の決定の通知の受領後に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由により当該通知の受領前に補助事業に着手する必要がある場合は、速やかに市長に報告の上、「仙台市介護サービス基盤整備促進事業補助金交付決定前着手届(様式第3号)」を提出しなければならない。

### (交付の条件)

第11条 規則第5条第1項第1号の規定による補助事業等の内容の変更の申請及び同項第2号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請は、「仙台市介護サービス基盤整備促進事業補助金事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第4号)」により行うものとする。

- 2 前項の申請に対する承認は、「仙台市介護サービス基盤整備促進事業補助金事業(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第5号)」により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。
- 4 規則第5条第2項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 事業を行うため締結する契約は、一般競争入札に付するなど、本市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
  - (2) 補助事業を行うために締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該事業を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
  - (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
  - (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第6号)」により、市長が指定する日までに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市長に返還しなければならない。
  - (5) 補助事業者は補助事業により取得し又は効用の増加した財産を補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
  - (6) その他市長が必要と認める条件

### (申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、市長が指定する日までに「仙台市介護

サービス基盤整備促進事業補助金交付申請取下書（様式第7号）」により行うものとする。

#### （状況報告）

第13条 規則第9条の2の規定による状況報告は、次の各号に定める書類により行うものとする。

- (1) 着手届（様式第8号）
  - (2) 工事進捗状況報告書（様式第8号別紙）
- 2 前項に規定するもののほか、市長は、補助事業者に対し、必要に応じ補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

#### （補助事業の遂行等の指示）

第14条 市長は、前条の規定による報告等を受けた場合において、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

- 2 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。
- 3 前2項の指示を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

#### （実績報告）

第15条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、「仙台市介護サービス基盤整備促進事業補助金事業実績報告書（様式第9号）」（次項において「実績報告書」という。）を市長が別に定める日までに提出することにより行うものとする。

- 2 実績報告書には、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。
  - (1) 高齢者福祉施設等整備事業
    - ア 事業実施計画報告書（様式第9号別紙1-1）
    - イ 精算額算出内訳書（様式第9号別紙1-2）
    - ウ 歳入歳出決算書（見込書）抄本
    - エ その他市長が必要と認める書類
  - (2) 高齢者福祉施設等開設準備事業
    - ア 事業実施計画報告書（様式第9号別紙2-1）
    - イ 精算額算出内訳書（様式第9号別紙2-2）
    - ウ 歳入歳出決算書（見込書）抄本
    - エ その他市長が必要と認める書類
  - (3) 高齢者福祉施設等防災・減災対策事業
    - ア 事業実施計画報告書（様式第9号別紙3-1）
    - イ 精算額算出内訳書（様式第9号別紙3-2-1・3-2-2）
    - ウ 歳入歳出決算書（見込書）抄本
    - エ その他市長が必要と認める書類

#### （補助金の額の確定等）

第16条 規則第13条の規定による通知は、「仙台市介護サービス基盤整備促進事業補助金確定通

知書（様式第 10 号）」により行うものとする。

#### （是正のための措置）

**第 17 条** 市長は、第 15 条第 1 項の実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

#### （補助金の交付）

**第 18 条** 市長は、第 16 条の通知を行った後に補助金を交付するものとする。ただし、市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、規則第 15 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、補助金の一部を概算払又は前金払により交付することができる。

**2** 補助事業者は、第 16 条の通知を受けた場合、「仙台市介護サービス基盤整備促進事業補助金交付請求書（様式第 11 号）」を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

#### （決定の取消し）

**第 19 条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

**2** 前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

#### （補助金の返還）

**第 20 条** 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者等に対し、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

**2** 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者等に対し、その超える部分の返還を請求するものとする。

#### （財産の処分の制限等）

**第 21 条** 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

**2** 補助事業者は、規則第 20 条第 1 項の承認を受けようとするときは、「仙台市介護サービス基盤整備促進事業補助金財産処分承認申請書（様式第 12 号）」を市長に提出しなければならない。

**3** 規則第 20 条第 1 項及び第 2 項の承認については、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成 20 年 4 月 17 日老発第 0417001 号）の基準を準用する。

**4** 規則第 20 条第 1 項ただし書きの市長が特に必要と認める場合は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）別表に定める処

分制限期間を経過した場合とする。

#### (立入検査等)

**第 22 条** 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者及び事業所運営法人から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者及び事業所運営法人に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

#### (書類の整備等)

**第 23 条** 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間（この補助金が県補助金交付要綱による補助金又は国交付金交付要綱による交付金を財源としている場合において、それぞれ宮城県又は国が 5 年間を超える期間を定めているときにあつては、当該 5 年間を超える期間）保存しておかなければならない。

#### (委任)

**第 24 条** この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

### 附 則

#### (実施期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

#### (仙台市介護老人保健施設等整備費補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 仙台市介護老人保健施設等整備費補助金交付要綱（平成 5 年 1 月 5 日衛生局長決裁）
- (2) 仙台市民間高齢者福祉施設整備費補助金交付要綱（平成 9 年 4 月 1 日健康福祉局長決裁）
- (3) 仙台市都心部老人通所介護事業所整備費補助金交付要綱（平成 13 年 3 月 29 日健康福祉局長決裁）
- (4) 仙台市夜間対応型訪問介護実施事業費補助金交付要綱（平成 18 年 12 月 21 日健康福祉局長決裁）
- (5) 仙台市民間高齢者福祉施設消防設備整備費補助金交付要綱（平成 21 年 9 月 2 日健康福祉局長決裁）
- (6) 仙台市介護施設等開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付要綱（平成 22 年 3 月 24 日健康福祉局長決裁）
- (7) 仙台市介護施設等自家発電装置整備事業費補助金交付要綱（平成 24 年 2 月 22 日健康福祉局長決裁）
- (8) 介護ロボット導入促進事業費補助金交付要綱（平成 28 年 6 月 30 日健康福祉局長決裁）
- (9) 仙台市民間高齢者福祉施設防犯対策強化事業費補助金交付要綱（平成 29 年 2 月 1 日健康福祉局長決裁）
- (10) 仙台市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費補助金交付要綱（平成 30 年 4 月 27 日健康福祉局長決裁）



- (11) 仙台市高齢者福祉施設ブロック塀等改修費補助金交付要綱（令和元年5月29日健康福祉局長決裁）
- (12) 仙台市高齢者福祉施設非常用自家発電設備整備費補助金交付要綱（令和2年5月25日健康福祉局長決裁）
- (13) 仙台市高齢者福祉施設給水設備整備費補助金交付要綱（令和2年5月25日健康福祉局長決裁）
- (14) 仙台市高齢者福祉施設における多床室の個室化改修事業補助金交付要綱（令和2年6月24日健康福祉局長決裁）

**（仙台市介護老人保健施設等整備費補助金交付要綱等の廃止に伴う経過措置）**

- 3 この要綱の実施前に前項の規定による廃止前の同項各号の要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定により補助金の交付に係る手続が行われた事業（この要綱の実施日以後に次項の規定によりなお従前の例による補助金の交付に係る手続が行われた事業を含む。）は、この要綱中の相当する規定により補助金の交付に係る手続が行われた事業とみなし、この要綱の規定を適用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、この要綱の実施の際現に旧要綱の規定により補助金の交付に係る手続が行われている事業の補助金の交付に係る手続については、なお従前の例によることができる。

別表第1-1（第7条及び第8条第1項第1号ア関係）

高齢者福祉施設等整備事業の補助対象経費	
事業区分	補助対象経費
ア 広域型特別養護老人ホーム整備事業	施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（土地の買収に要する費用，職員の宿舍，車庫又は倉庫の建設に要する費用その他施設整備費として適当と認められない費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって，旅費，消耗品費，通信運搬費，印刷製本費及び設計監督料等をいい，その額は，工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし，別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き，工事費又は工事請負費には，これと同等と認められる委託費，分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
イ 地域密着型特別養護老人ホーム整備事業	
ウ （看護）小規模多機能型居宅介護事業所整備事業	
エ （看護）小規模多機能型居宅介護事業所建て貸し整備事業	
<p><b>備考</b></p> <p>1 アの事業について，当該施設を整備するための敷地を造成する事業を行う場合における当該事業に係る補助対象経費は，補助金の交付対象者が所有する用地又は本市の貸付用地の整地に必要となる工事費（人工地盤等の土地の整地に準ずる工事費を含む。）とする。</p> <p>2 上記のほか，イからエまでの事業の補助対象経費の取扱いについては，当該事業に係る県補助金交付要綱の規定並びに宮城県が示す当該規定の解釈及び運用に基づくものとする。</p>	

別表第1-2（第8条第1項第1号関係）

高齢者福祉施設等整備事業の補助単価等				
事業区分		補助単価	単位	補助率
ア 広域型特別養護老人ホーム整備事業	(ア) 本体施設の整備事業	3,825 千円	定員数	3/4
	(イ) 併設老人短期入所施設の整備事業	2,115 千円	定員数	
	(ウ) 敷地の造成事業	50,000 千円	施設等数	
イ 地域密着型特別養護老人ホーム整備事業		4,480 千円	定員数	10/10
ウ （看護）小規模多機能型居宅介護事業所整備事業		33,600 千円	施設等数	
エ （看護）小規模多機能型居宅介護事業所建て貸し整備事業				
<p><b>備考</b></p> <p>1 補助単価については，上記の金額の範囲内で市長が認めた額とする。</p> <p>2 イの事業において併設老人短期入所施設の整備事業を行う場合における当該併設老人短期入所施設に係る定員数の上限は，10名とする。</p> <p>3 上記のほか，イからエまでの事業の補助単価等の取扱いについては，当該事業に係る県補助金交付要綱の規定並びに宮城県が示す当該規定の解釈及び運用に基づくものとする。</p>				

別表第2-1（第7条及び第8条第1項第2号ア関係）

高齢者福祉施設等開設準備事業の補助対象経費
補助対象経費
第6条第1項第2号アからクまでに掲げる高齢者福祉施設等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費，使用料及び賃借料，備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。），報酬，給料，職員手当等，共済費，賃金，旅費，役務費，委託料又は工事請負費。
備考 上記のほか，補助対象経費の取扱いについては，当該事業に係る県補助金交付要綱の規定並びに宮城県が示す当該規定の解釈及び運用に基づくものとする。

別表第2-2（第8条第1項第2号イ関係）

高齢者福祉施設等開設準備事業の補助単価等		
事業区分	補助単価	単位
ア 広域型特別養護老人ホーム イ 地域密着型特別養護老人ホーム ウ 介護老人保健施設 エ 介護医療院 オ 小規模多機能型居宅介護事業所 カ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 キ 認知症高齢者グループホーム	839 千円	定員数
ク 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000 千円	施設等数
備考 1 補助単価については，上記の金額の範囲内で市長が認めた額とする。 2 オ及びカの事業の単位における定員数については，宿泊サービスに係る定員数とする。 3 上記のほか，補助単価等の取扱いについては，当該事業に係る県補助金交付要綱の規定並びに宮城県が示す当該規定の解釈及び運用に基づくものとする。		

別表第3-1 (第7条及び第8条第1項第3号ア関係)

高齢者福祉施設等防災・減災対策事業の補助対象経費等		
事業区分	補助対象施設等	補助対象経費
ア 既存小規模高齢者施設等スプリンクラー設備等整備事業	(7) 広域型施設等 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 (4) 地域密着型施設等 ・小規模ケアハウス ・小規模有料老人ホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・地域密着型通所介護事業所	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
イ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等事業	(7) 地域密着型施設等① ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 (4) 地域密着型施設等② ・小規模養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
ウ 高齢者施設等非常用自家発電設備整備事業	(7) 広域型施設等 ・広域型特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	
エ 高齢者施設等水害対策強化事業	(7) 広域型施設等 ・広域型特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	
オ 高齢者施設等給水設備整備事業	(7) 広域型施設等 ・広域型特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>(4) 地域密着型施設等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム</li> <li>・小規模ケアハウス</li> <li>・小規模介護老人保健施設</li> <li>・小規模介護医療院</li> <li>・小規模養護老人ホーム</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・認知症対応型通所介護事業所</li> </ul> </li> </ul>	
<p>カ 高齢者施設等防犯対策及び安全対策強化事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 広域型施設等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設</li> <li>・上記以外の老人短期入所施設</li> <li>・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・通所介護事業所</li> </ul> </li> <li>(4) 地域密着型施設等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設</li> <li>・上記以外の小規模老人短期入所施設</li> <li>・小規模ケアハウス</li> <li>・小規模介護老人保健施設</li> <li>・小規模介護医療院</li> <li>・小規模養護老人ホーム</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・認知症対応型通所介護事業所</li> <li>・地域密着型通所介護事業所</li> <li>・夜間対応型訪問看護ステーション</li> </ul> </li> </ul>	
<p><b>備 考</b></p> <p>1 広域型施設等とは定員 30 名以上の高齢者福祉施設等をいい、地域密着型施設等とは定員</p>		

29名以下の高齢者福祉施設等をいう。

- 2 アの事業における(ア)の有料老人ホーム及び(イ)の小規模有料老人ホーム並びにカの事業における(ア)の有料老人ホームについては、仙台市有料老人ホーム設置運営指導指針（令和3年6月29日健康福祉局長決裁）の基準を満たすものでなければならない。
- 3 アの事業における(ア)の通所介護事業所並びに(イ)の認知症対応型通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所については、当該事業所の設備を利用し夜間及び深夜に宿泊を伴うサービスを提供するものに限るものとし、指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について（平成27年4月30日老振発第0430第1号・老老発第0430第1号・老推発第0430第1号）の基準を満たすものでなければならない。
- 4 カの事業について、広域型特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設については、その利用定員にかかわらず、補助対象施設等とする。
- 5 上記のほか、補助対象経費等の取扱いについては、当該事業に係る国交付金交付要綱及び国交付金実施要綱の規定並びに国が示すこれらの規定の解釈及び運用に基づくものとする。

別表第3-2 (第6条第1項第3号及び第8条第1項第3号関係)

高齢者福祉施設等防災・減災対策事業の補助単価等					
事業区分		補助単価		単位	補助率
		上限額	下限額		
ア 既存小規模高齢者施設等スプリンクラー設備等整備事業	(ア) 1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合であって、スプリンクラー設備を整備する場合	9,710 円	—	床面積	10/10
	(イ) 1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合であって、スプリンクラー設備に伴う消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710 円		床面積	
		2,440 千円		施設等数	
	(ウ) 300 m <sup>2</sup> 未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080 千円		施設等数	
	(エ) 500 m <sup>2</sup> 未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知機を整備する場合	325 千円		施設等数	
イ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等事業	(ア) 地域密着型施設等①	15,400 千円	800 千円	施設等数	10/10
	(イ) 地域密着型施設等②	7,730 千円			
ウ 高齢者施設等非常用自家発電設備整備事業		—	5,000 千円	施設等数	3/4
エ 高齢者施設等水害対策強化事業		—	800 千円	施設等数	3/4
オ 高齢者施設等給水設備整備事業	(ア) 広域型施設等	—	5,000 千円	施設等数	3/4
	(イ) 地域密着型施設等	—	—		
カ 高齢者施設等防犯対策及び安全対策強化事業		—	—	施設等数	3/4
<b>備考</b> 1 補助単価の上限額については、上記の金額の範囲内で市長が認めた額とする。 2 単位の床面積については、m <sup>2</sup> を単位とする。 3 イの事業の補助単価における下限額については、非常用自家発電設備を設置する場合には適用しない。 4 ウの事業の補助単価における下限額については、燃料タンクのみを設置する場合には適用しない。 5 上記のほか、補助単価等の取扱いについては、当該事業に係る国交付金交付要綱及び国交付金実施要綱の規定並びに国が示すこれらの規定の解釈及び運用に基づくものとする。					